

1 開設日と休会日

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)まで

ただし、右記の日は
お休みになります。

日曜日、祝日、国民の休日
8月14日・15日・16日
年末年始(令和8年12月29日～令和9年1月4日)
年度末事務整理日(令和9年3月末の日曜日を除く2日間)
気象警報、緊急事態発生等による臨時休会
その他教育委員会が必要と認めた日

2 開設時間

留守家庭児童会は同居の保護者等全員が就労等により児童を育成できない場合のみ利用できます。就労等されていない日は家庭での育成をお願いします。また保護者の就労時間に合わせたお迎え・自分帰りをお願いします。

	開設時間	延長時間 (別途延長利用に係る 協力が発生)	早朝時間 (別途早朝利用に係る 協力が発生)
平日	放課後～午後6時	午後6時～午後7時	なし
土曜日	午前8時30分～午後6時	延長なし	なし
1日育成日 (春・夏・冬休み、 振替休校日)		午後6時～午後7時	午前8時～ 午前8時30分

※夏季入会の場合は利用できる時間が異なりますのでご注意ください。

※土曜日の利用の際は、事前に申請が必要です。

3 児童会までの通会について

児童会からの帰宅は保護者によるお迎えを原則としています。お迎えの届出時間を厳守し、必ず閉会時間までのお迎えをお願いします。

児童会までの通会(行き帰り)は、保護者の責任となります。児童のみでの帰宅を希望する場合は、通会の道順等、安全を確保するための指導を保護者から充分に行ってください。

帰宅時間・方法が通常と変更になる場合は、事前に児童会に電話、FAX、または児童会用ミマモルメ、連絡帳などで連絡してください。

4 学校・地域との関わりについて

学校の担任の先生と登校班の班長には、留守家庭児童会に入会していることを連絡してください。

また、学校には下校のとき確認できるよう児童会を利用する日、利用しない日の連絡をお願いします。

学校の取組みとして放課後にクラスや班で活動する場合があります。その予定に参加するときは、必ず指導員まで連絡してください。

5 家庭で用意するもの 児童会ごとに内容が変わりますので説明会等で確認してからご準備ください。

(基本的なもの) ※持ち物には全て児童の名前の表示をお願いします。

- ・ 着替え一式(下着・服)…季節に応じたものを用意してください。
- ・ 児童会で使用する文具類(はさみ、のり、セロテープ、色鉛筆またはクーピー、自由帳、折り紙など)

- ・ 1日育成日等で給食のない日のお弁当
児童会では昼食の用意はできません。お金だけ持参しても購入手配などいたしません。
また、一時帰宅（昼食を家でとるためなど）の後は児童の安全確保のため原則受け入れできません。
- ・ 1日育成日および土曜利用の際は、1時間程度の学習道具とお弁当を持たせてください。
- ・ 手拭きタオル（中央にひもをつけたもの）…毎日交換してください。
- ・ 児童数に応じて学校施設を活用した育成を行うことがあり、上履きが必要になる場合があります。

6 児童会との連絡について 主に連絡帳、ミマモルメを利用します。

在会中は連絡帳、児童会日より、おやつ代等を集める集金袋などをバックケース※に入れ、連絡に使用します。通会するときは、いつもランドセル（またはランリュック）に入れておいてください。

※バックケース（本体）は児童会で購入し、実費徴収します。

バックケース、連絡帳、ミマモルメは毎日確認してください。

日々の健康状態や育成に関することで伝えたいことや質問などある場合は、指導員まで気軽にお尋ねください。

児童会から連絡をするときは、お伝えしなければならないことがあるときです。就労などで通話できなかったときは必ず折り返しの連絡をお願いします。恒常的に保護者と連絡が取れない場合は、通会をご遠慮いただくこともあります。

（出欠などの連絡）

- ・ 予定の変更は、**必ず事前に**、児童会へ連絡してください。
- ・ 当日の急な欠席や帰宅方法、帰宅時間の変更は、児童会の開会時間中に**電話**で連絡してください。

（ミマモルメについて）

- ・ 児童一人ずつに児童会用ミマモルメ ID を発行します。姉兄がすでに在会されていても、**必ず一人ずつの登録をお願いします。**
- ・ 児童会用ミマモルメ ID は、**学校用ミマモルメ ID とは別です。**学校用を登録済みでも、あらためて児童会用の登録をお願いします。
- ・ ミマモルメの操作については、別途配布の操作マニュアルをご確認ください。
- ・ 気象警報や不審者等で緊急に連絡する場合、児童会用ミマモルメでメールを送信することがあります。登録がない場合はそのあと電話連絡となり、連絡が遅れることがありますのでご了承ください。

（届出内容の変更など）

- ・ 児童台帳の記入事項（**転居、離職・転職、産休や育休、病気などによる休職、電話番号、緊急連絡先など**）に変更があった場合は、**必ず児童会に**届け出てください。
いつも児童会との連絡を忘れずに、利用のルールをお守りください。

7 健康管理及び安全について

- ・ 児童会(指導員)では、医療行為はできません。ケガ等については応急処置のみとなります。
- ・ 育成中に発熱・発病・ケガなどがありましたら、**児童台帳の緊急連絡先（①から順番）に**連絡します。**必ず連絡がとれる連絡先（就労先が病院等の場合は勤務場所・所属も）を台帳に記入してください。**連絡があれば、**お迎えをお願いすることがあります。**
- ・ インフルエンザ等の感染症で学校を欠席する場合は、児童会も欠席となります。
- ・ 学級閉鎖になった学級に属する児童は、学級閉鎖が解除されるまで児童会は利用できません。
- ・ **登校後に学級閉鎖となった場合は、学校から保護者に連絡が入り、下校となることがあります。**感染状況等により判断されますので、連絡を受けられるようにしておいてください。
- ・ 児童会での育成に特別な配慮が必要な場合は、保護者と相談のうえ、利用日数や利用時間を変更していただくことがあります。
- ・ 入会と同時に加入されたスポーツ安全保険は、通常の登下校時、児童会での団体活動中の事故、ケガなどに対応するものです。

(スポーツ安全保険について) 団体で加入し、手続きを行います。 資料

- ・ 保険料 800 円/人 補償期間令和 9 年 3 月 31 日午後 12 時まで※途中退会されても返金はありません。
- ・ 保険を利用する場合は、生涯学習課から保険会社に事故報告した後、保険適用となりましたら保険会社から自宅に保険金請求書が郵送されます。届いた書類に署名・押印後、返信用封筒と一緒に児童会を通じて（または直接）生涯学習課に提出してください。

8 休会・退会について

- ・ 引き続き **2 週間以上** 欠席する場合は、事前に**休会届**を提出してください。
- ・ 児童会に連絡がないまま、休会届を提出せずに欠席が 2 週間を超えた場合は退会となります。また、休会は原則 3 か月までです。
- ・ 休会の期間中も基本協力金は、負担していただきます。
- ・ 家庭で育成ができる状態になるなどの理由で退会する場合は、退会する月の月末日までに、すみやかに退会届を提出し、児童会に置いている持ち物をお持ち帰りください。また**ミマモルメ IC タグを必ず児童会に返却してください。**
- ・ 虚偽の申し出や申請内容が事実と違う場合、特別の理由がなく基本協力金等未納の状態が続く場合は退会となることがあります。
- ・ 児童会の入会期間は年度単位のため、3 月末日に自動的に全員退会となります。次年度も利用を希望される場合は、あらためて入会申請手続が必要です。申請時期になりましたら市ホームページ、広報むこう等でお知らせします。

9 基本協力金等について

- ・ 入会後に生活保護・準要保護（就学援助費）の認定を受けたり、世帯員構成の変更があったことにより、世帯の市民税額が変更となることで、協力金の階層が変更になる場合は、生涯学習課まで変更届を提出してください。**変更届を受理した月の翌月から**基本協力金額を変更します。
- ・ 基本協力金は月額です。日割り計算はできません。

(1) 基本協力金 前年度の市民税額に応じて負担いただきます。

階層	算定の基礎	月額
A	生活保護・生活支援給付・準要保護世帯（就学援助費）・ 市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税の世帯	0 円
B	市民税の所得割額が 7,000 円未満の世帯	2,700 円
C	市民税の所得割額が 7,000 円以上 55,000 円未満の世帯	4,300 円
D	市民税の所得割額が 55,000 円以上 129,000 円未満の世帯	5,900 円
E	市民税の所得割額が 129,000 円以上 177,000 円未満の世帯	7,000 円
F	市民税の所得割額が 177,000 円以上の世帯	8,000 円

※ 住宅借入金等特別控除・寄附金控除・配当控除等の税額控除は適用せず、控除前の金額で算定します。

※ 単身赴任等で住民票が別の保護者の所得割額も含まれます。また、16 歳未満のものを扶養している場合は一人につき 33 万円を、16 歳以上 19 歳未満のものを扶養している場合は一人につき 12 万円を所得控除額に加算して算出しています。

※ 同一世帯の児童が同時に 2 人以上入会している場合、基本協力金の月額は、2 人目については 1,000 円減額、3 人目以降については 0 円となります。なお、夏季休業日のみ入会する児童は対象外です。

(2)延長利用に係る協力金

- ・ 延長時間の利用回数に応じて負担いただきます。回数によらず1か月あたり3,000円を上限額とします。
- ・ 利用の翌月に基本協力金と合計して口座振替で負担していただきます。
- ・ 延長利用の時間は午後6時から午後7時までです。**午後7時に児童会を閉会しますので、必ず閉会までにお迎えに来てください。**

利用区分	利用に係る協力金（1人当たり）
希望日利用（1日単位）	200円/回 (最大3,000円/月)
A階層・第3子目以降	0円

※事前に連絡がない場合でも、下校（お迎え）が午後6時を過ぎると基本協力金とは別に延長利用に係る協力金が発生します。

(3)早朝利用に係る協力金

- ・ 春夏冬休み期間の平日及び学校の振替休日に伴う一日育成日の午前8時～午前8時30分の利用回数に応じて、負担していただきます。
- ・ 新規に利用するときは**前月末までに児童会に連絡し**、利用希望日の前日までに「**早朝利用連絡票**」を児童会に提出してください。
- ・ 利用の翌月に基本協力金と合計して口座振替で負担していただきます。

利用区分	利用に係る協力金（一人当たり）
希望日利用（1日単位）	100円/回
A階層・第3子目以降	0円

※事前に連絡がない場合でも、午前8時30分までに施設に入られると基本協力金とは別に早朝利用に係る協力金が発生します。

(4)口座振替について

- ・ 入会時に手続きした口座（京都銀行またはゆうちょ銀行）から引落しします。必ず**毎月月末日（休日の時は翌営業日）までに**、残高不足にならないよう入金をお願いします。
- ・ 特別の理由なく、滞納が2ヶ月続いた場合は、退会していただくこととなります。
- ・ 口座を変更したい場合は、**それぞれの窓口**で下記の書類を再提出してください。
京都銀行の口座に変更する場合、「預金口座振替依頼書/預金口座振替払いに関する届出書」※
※生涯学習課に連絡をいただきましたら児童会を通じてお渡します。
市ホームページには掲載していません。
ゆうちょ銀行の口座に変更する場合、窓口で備え付けの「自動払込利用申込書」
払込先 （加入者名）向日市会計管理者（留守家庭児童会保護者協力金）
（口座番号）01020-7-960066
払込日 毎月末日
払込金の種別 30番を○で囲み、「留守家庭」と記入
備考欄 第○留守家庭児童会 児童名 を記入

(5)その他

- ・ おやつ代・行事費などの実費（1か月2,200円程度）を月初に**現金で児童会が徴収します**。おつりのないよう集金袋に入れて、3日以内には納めてください。
- ・ 故意、または不注意に児童会の設備、備品などを破損した場合、弁償していただくことをご了解ください。

10 在会中の変更事項の届出について

- ・ 入会時の申請書類の内容に変更があった場合、すみやかに生涯学習課まで届出をお願いします。後から判明した場合などすぐに退会していただくこともありますのでご注意ください。不明なことなどありましたら、直接生涯学習課（Tel 8 7 4 - 2 9 8 7）までお問い合わせください。
- ・ 各種申請書等は、生涯学習課や各児童会で配布している他、市ホームページからダウンロードもできます。

変更内容	必要な書類
就労条件（時間や日数）が変わる場合	変更・転職・復職後の就労証明書(見込) ※注1 就労見込提出の場合、就労後に直近3か月分の就労証明書（実績）を4か月目の月末までに提出してください。 ※注2 就労先が複数ある場合、全ての就労先の就労証明書を提出してください。 ※注3 退職してから転職するまでの求職期間は、児童会を利用できません。
転職する場合	
休職（病休など）していたが、復職する場合	
土曜日利用が必要になった場合	土曜日就労の頻度について記載がある就労証明書 （実績あるいは見込）
退職する場合	退会届 （入会要件が就労の場合） または、 求職活動届出書兼誓約書 （1回限り）※注3
（保護者が）卒業する場合	退会届 （入会要件が就学の場合） または、卒業後の就労証明書（見込）※注1 または、 求職活動届出書兼誓約書 （1回限り）※注3
（保護者が）入学する場合	今年度の在学証明書と時間割
病気やケガで休職（退職）する場合	医療機関の診断書 ※児童の育成ができない等の診断内容とその期間の記載が必要。（期間が未記載の場合：有効期間3か月） 期間が年度途中までの場合は、再提出が必要です。
家族の介護や入院で就労が困難になった場合	介護・看護状況届出書、 場合によって診断書、ケアプラン等のコピー
妊娠・出産の場合	退会届 （在会は産後8週間までとなります） 出産（予定）日の記載ある母子手帳等のコピー 産後、復職する場合は復職後の就労証明書（見込） ※注1
結婚・離婚する場合	児童会に連絡してから、変更届 →児童会で児童台帳の内容を修正します。
同居家族に変更がある場合	
住所や名前が変更となる場合	
入会してから就学援助費・生活保護の対象となった場合	生涯学習課に連絡してから、変更届 →変更届受理した翌月から協力金額を変更します。
世帯員（成人）の構成に変更があった場合	
入会する前年度の住民税の修正申告を行い、協力金額が変更になる場合	

【※注1について】就労証明書（見込）を提出したとき

その後、就労証明書（実績）の提出がない場合は、その期間未就労とみなし、入会要件を満たさないこととなるため、すぐに退会していただくことがあります。

また、引き続き就労証明書（見込）を提出した場合も同様になりますのでご注意ください。

（例）入会申請時に4月から6月まで就労見込を提出したが、その後7月に転職し、7月から9月までの就労見込を提出した。→4月から6月までの就労が確認できません。

この場合は、下記①と③の追加提出をお願いします。

必要な書類

- ① 転職前の4月から6月までの就労**実績**記載の就労証明書
- ② 転職後の7月から9月までの就労**見込**記載の就労証明書
- ③ 10月末日までに7月から9月までの就労**実績**記載の就労証明書

自営業などで在宅勤務の場合、あらためて就労状況の確認をさせていただくことがあります。ご協力ください。

【参考】「向日市留守家庭児童会入会申請について」 P.8【育成が必要となることの証明書類】

育成が必要な状況		入会できる要件	証明する書類
1	就労（居宅外）	休憩時間を除いた <u>実労働時間月 80 時間以上かつ</u> <u>月平均 15 日以上</u>	1 就労証明書 証明日が3ヶ月以内であれば向日市立保育所入会申請用のコピーも可。 2 変則勤務の場合は、スケジュール表、又は直近3ヶ月のシフト表
	就労（自営業）	※育児休業中で復帰する場合、復帰後の就労時間を確認します。 ※居宅内で就労の場合、自営業と同様の証明書類を提出してください。	1 就労証明書 2 下記のいずれか（名刺は不可） (1) 前年の確定申告書（第1表のコピー）、e-Tax（受信通知・申告データ出力） (2) 開業届・営業許可証等のコピー 3 自営業等に関する就労状況申出書
2	就学	<u>月 80 時間以上かつ</u> <u>月平均 15 日以上の授業等</u> ※児童の兄弟姉妹が就学の場合は必要ありません。	1 入会する年度の在学証明書（学生証のコピーも可） 2 時間割 ※4月から、児童会入会と同時に入学予定の方は、入学決定通知のコピーと履修内容が確認できる書類等
3	保護者の病気（入院・通院）	放課後に育成が困難である場合	診断書（留守家庭児童会入会申請用）
	家族の看護・介護		1 介護・看護状況届出書 2 ケアプラン等のコピー
4	出産	<u>出産予定日の産前産後 8 週間</u> 多胎児妊娠の場合は産前 14 週間 ※育児休業期間の利用はできません。	1 母子手帳の母親の氏名、分娩予定日が分かるページのコピー（出産後） 2 分娩日がわかる書類（コピー可）

各申請書は下記のところから印刷、ダウンロードできます。

市ホームページ ▶ ホーム ▶ メニュー ▶ 子育て・教育 ▶ 学校・教育 ▶ 留守家庭児童会
▶ 申請・届出 ▶ 留守家庭児童会申請書等（在会者向け）

各留守家庭児童会の連絡先

- ・ 平日：午後 1 時～午後 7 時
- ・ 土曜：午前 8 時 30 分～午後 6 時
- ・ 春夏冬休み期間及び振替休日に伴う 1 日育成日：午前 8 時～午後 7 時

※お問い合わせなどは、左記の時間帯にお願いします。(当日欠席は留守番電話も可)

名 称	所 在 地	T E L ・ F A X
向日市第 1 留守家庭児童会	向陽小学校内 (向日市向日町南山 3)	9 3 4 - 2 1 0 1
向日市第 2 留守家庭児童会	第 2 向陽小学校内 (向日市物集女町南条 70)	9 3 4 - 2 1 0 2
向日市第 3 留守家庭児童会	第 3 向陽小学校内 (向日市森本町下森本 30)	9 3 4 - 2 1 0 3
向日市第 4 留守家庭児童会	第 4 向陽小学校内 (向日市寺戸町三ノ坪 20)	9 3 4 - 2 1 0 4
向日市第 5 留守家庭児童会	第 5 向陽小学校内 (向日市上植野町五ノ坪 1)	9 3 4 - 2 1 0 5
向日市第 6 留守家庭児童会	第 6 向陽小学校内 (向日市寺戸町大牧 24)	9 3 4 - 4 5 1 1

向日市教育委員会 生涯学習課

- ・ 平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日をのぞく)

所 在 地	連 絡 先
〒617-8665 向日市寺戸町中野 20 (向日市役所別館 1 階) ※東向日別館ではありません。	TEL：8 7 4 - 2 9 8 7 FAX：9 3 1 - 2 5 5 5 上記以外の時間 TEL：9 3 1 - 1 1 1 1 (代表)

地震や気象警報等に伴う留守家庭児童会の対応について

(1) 地震 震度5弱以上の地震発生時における留守家庭児童会の対応

①通常育成の場合（授業実施日）

地震発生の時間帯	対 応
通会前（午前0時～放課後まで）	1日休会します。
育成中	保護者に、お迎えをお願いします。 下校の目途がつくまで、児童会で待機します。 翌日は1日休会します。
児童会から下校中	翌日は1日休会します。
下校後、午前0時まで	発生の翌日は1日休会します。

②一日育成の場合

地震発生の時間帯	対 応
午前0時から午前8時まで （土曜は午前8時30分まで）	1日休会します。
児童会へ登校中	1日休会します。
育成中	保護者に、お迎えをお願いします。 下校の目途がつくまで、児童会で待機します。 翌日は1日休会します。
児童会から下校中	翌日は1日休会します。
下校後、午前0時まで	発生の翌日は1日休会します。

(2) 気象警報に伴う開・閉会について

【休会（閉会）となる警報の種類】

- ① 暴風警報
- ② 暴風大雨洪水警報
- ③ 暴風大雨警報
- ④ 特別警報
- ⑤ 桂川の氾濫危険水位に達したことによる避難指示が「向日市」に発表されている場合

※「警報」とは、暴風を伴う警報又は「特別警報」をいいます。

※ 報道機関によっては、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いて、警戒が必要な地域を報道することがあります。そのため「京都・亀岡」や「京都府南部」等に警報が発表されたと報道されている場合でも、「向日市」に警報が発表されていない場合がありますので、ご注意ください。

①通常育成の場合（授業実施日）

発表の時間帯	暴風警報、暴風大雨警報、暴風大雨洪水警報、 桂川の氾濫危険水位による避難指示の対応	特別警報 の対応
午前0時～7時までに 解除になった場合	放課後から開会します。	休会
午前7時～10時までに 解除になった場合	放課後から開会します。 ※状況に応じて、臨時休会となることもあります。	
午前10時現在	1日休会	
登校後	1日休会 学校の対応により、下校となります。	
児童会開会中	警報発表時点で休会します。 保護者に、お迎えをお願いします。 下校の目途がつくまで、児童会で待機します。	

②一日育成の場合

発表の時間帯	暴風警報、暴風大雨警報、暴風大雨洪水警報、 桂川の氾濫危険水位による避難指示の対応	特別警報 の対応
午前0時～7時までに解除 になった場合	施設の安全確認後、開会します。 ※開会時刻は安全確認の状況により変わる場合があります。	休会
午前7時～10時までに解除 になった場合	施設の安全確認後、午後1時から開会します。 ※状況に応じて、臨時休会となることもあります。	
午前10時現在	1日休会	
開会后	警報発表時点で休会します。 保護者の方にはお迎えをお願いします。 下校目途がつくまで、児童会で待機します。	

「市町ごとの警報内容」を知る方法としては、気象庁のホームページ等で確認できます。

- ◎ 京都地方気象台ホームページ（<https://www.jma-net.go.jp/kyoto/>）
- ◎ 国土交通省防災情報提供センター（携帯用）（<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>）
- ◎ NHK テレビ放送（極力市町単位でテロップ等が流される予定）

※児童会または生涯学習課から連絡が入りますのでご対応をお願いします。

資料 「ミマモルメ」のご登録について

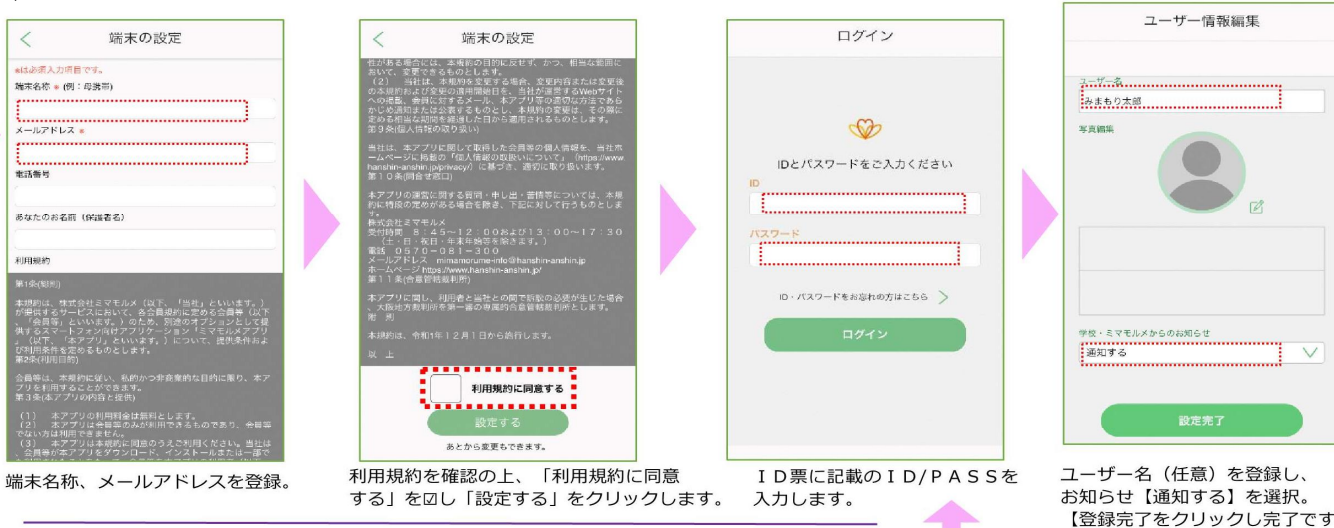
留守家庭児童会では、「ミマモルメ」を導入し、保護者さまからの出欠等の連絡や各児童会からのお知らせの連絡手段として利用しています。緊急の連絡などでも使用しますので、登録をお願いします。また、出欠等の連絡に利用の際は、児童ごとの入力となりますので、きょうだいで入会される場合も必ず**児童一人ずつのID登録**をお願いします。
小学校IDで登録していても、別途、留守家庭児童会用IDの登録が必要となります。登録手順は、下記をご確認ください。

本サービスに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。
 お問い合わせ先 株式会社ミマモルメ カスタマーセンター TEL0570-081-300
 受付時間 8:45~17:30 (土・日・祝日・年末年始を除く)
 ホームページ <https://www.hanshin-anshin.jp>
 ミマモルメナビダイヤル 0570-081-300

【ミマモルメ登録手順】 お子さんのID票をご用意ください。

○はじめて登録する方 (アプリ登録)

ミマモルメアプリ (無料) をQRコードからインストールしてください。



設定より、ユーザー管理を選択
 もしくは各メニューの右上
 【おさるさん+】マークを選択



【おさるさん+】マークを選択



【ID票を登録】を選択



すでにきょうだいや学校IDで登録しているなど2回目以降の登録はこちらから

ミマホルメの操作方法については別途配布の**操作マニュアル**をご確認ください

【注意点】

1 ミマホルメの使い方

ミマホルメは、児童会に届出している**普段の予定から、変更がある場合**に入力してください。

入力は、**利用日当日の朝、午前 7 時 30 分まで**可能です。

午前 7 時 30 分以降、当日の利用（欠席や帰宅方法・帰宅時間の変更など）について連絡がある場合は、各児童会まで**電話で連絡してください。**

電話受付開始時間：月～金曜日午後 1 時～、土曜日午前 8 時 30 分～

1 日育成日・長期休暇期間 午前 8 時～

短縮授業期間は、授業終了後

翌日以降の予定は午前 7 時 30 分以降も入力可能です。

2 ICタグについて

ICタグの運用を令和 8 年度 4 月から開始します。

ICタグは、向日市教育委員会から在会の児童に無料貸与します。児童一人ずつのミマホルメIDにICタグの番号を登録しますので、きょうだいと同時に在会しているときは、それぞれまちがえないように持たせてください。また、退会するときには、必ず児童会まで返却をお願いします。

ICタグは、身につけるのではなく、ランドセルなど通会するときのカバンの中に入れてください。児童会施設への入室時間、退出時間を記録し、ミマホルメアプリの入退管理画面で確認することができます。（通知はされません。）

ICタグは在会している期間無料貸与します。万が一、紛失・破損等した場合は、本体代金 3,850 円（1 個あたり、税込）を弁償していただきますのでご注意ください。

資料

スポーツ安全保険について

入会時に加入したスポーツ安全保険は、その年度末まで有効です。

- ・ 児童会を退会して、年度内に再入会する場合、保険の再加入は必要ありません。
- ・ 年度途中で退会しても、保険料は返金されません。
- ・ 在会中に事故などがあり、保険適用申請中に退会しても保険金請求は可能です。
- ・ 有効期間内でも、児童会での団体活動以外の事故や退会していた場合は、保険が適用されませんのでご注意ください。
- ・ 保険について、下記 QR コード、URL から各資料の閲覧が可能です。

令和 8 年度スポーツ安全保険あらまし URL

https://www.sportsanzen.org/hoken/grjkkI0000000kre-att/2026_aramashi.pdf

令和 8 年度スポーツ安全保険のあらまし QR コード



令和 8 年度スポーツ安全保険しおり URL

https://www.sportsanzen.org/hoken/grjkkI0000000kre-att/2026_shiori.pdf

令和 8 年度スポーツ安全保険のしおり QR コード



スポーツ安全保険各種約款

https://www.sportsanzen.org/hoken/grjkkI0000000kre-att/2026_yakkan.pdf

参考入会時にご同意いただいている内容です。あらためて確認をお願いします。

向日市留守家庭児童会入会に関する同意書

(宛先) 向日市教育委員会

私は、令和8年度向日市留守家庭児童会入会にあたり、下記の事項について同意いたします。

令和 年 月 日

申請者 (保護者)

同意内容

1. 児童会の利用は、保護者等が就労等により放課後不在となる日、時間帯のみであること。
2. 提出書類の記載内容に変更があった場合、すみやかに児童会や生涯学習課に届出すること。
3. 就労状況等が入会要件を満たさないことが判明した場合、退会すること。
4. 基本協力金や早朝・延長利用に係る協力金を2か月滞納した場合、退会となること。やむを得ない事情で納付が遅れるときは、生涯学習課に連絡すること。
5. 児童会の開会時間を遵守すること。予定を変更するときには必ず児童会に連絡すること。
6. 保護者等のお迎えができない場合、集団あるいは1人での下校になること。また、児童会への登下校中については、保護者の責任となること。
7. 児童会のルールが守れない、他の児童に危害を加える等、児童会の運営や集団生活に支障をきたす場合、退会となること。
8. 児童が故意に通常の使用方法を逸脱し、他の児童の所有物や児童会の施設、備品等に損害を与えた場合、弁償すること。また、やむを得ない事故に備えて指定のスポーツ安全保険に加入すること。
9. 指導員は投薬等の医療行為はできないため、けが等についても応急処置のみとなること。
10. 児童の見守りに特別な配慮を要する事柄がある場合、入会前に生涯学習課及び児童会に知らせること。なお、自他ともに児童の安全が確保できない等児童会での見守りが困難と判断された場合、利用日の制限や退会になることがあること。
11. 児童会は学習指導の場ではないことを理解し、学習は児童の自主的な取組とすること。



お問い合わせ先

向日市教育委員会生涯学習課

平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

〒617-8665

向日市寺戸町中野 20（向日市役所別館 1 階）

※東向日別館ではありません。

TEL：874-2987 FAX：931-2555